

労働者・求職者・事業主の皆さまへ

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

○ 主な改正内容は以下のとおりです

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大 (平成22年4月1日施行)

* 雇用保険料率の変更 (平成22年4月1日施行)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善 (今後施行予定)

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

(旧) ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



(新) ○ 31日以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- 「31日以上雇用見込みがあること」とは…
- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
 - このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
 - ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。